

市営浄化槽使用料の未請求等による事案について

市営浄化槽使用料（放流ポンプ使用料含む）の徴収において、誤徴収及び未請求の不
適正な事案がありました。

1 経過

- ・令和2年12月1日（火）、生活排水課給排水普及係の担当者が、市営浄化槽の臨時清掃が頻発する人について、水道料金システムで使用水量調査を行ったところ、浄化槽使用料が徴収されていない人がいることに気が付きました。
- ・同様の事例が他にないか調査した結果、以下のことが明らかになったものです。

2 照合結果

調査の結果判明した件数、誤徴収額及び未請求額は、次のとおりです。

① 誤徴収分

- ・市営浄化槽に「放流ポンプ」が付いていないにも関わらず、「放流ポンプ使用料」を徴収していたもの。 4件

対象年度	件数	誤徴収額
平成24年度～令和2年度	4	183,369円

② 未請求分（請求漏れ）

- ・「浄化槽使用料」を未請求のもの。 7件
- ・「放流ポンプ使用料」を未請求のもの。 11件
- ・「浄化槽使用料」と「ポンプ使用料」を未請求のもの。 4件 計22件

対象年度	件数	未請求額
平成21年度～令和2年度	22	4,494,499円

3 原因

① 浄化槽設置担当者から、料金担当者への連絡漏れ、誤り。 18件

- ・浄化槽使用開始の事務の流れとして、新しく浄化槽を設置すると、給排水普及係から使用者のデータを記載した「確認申請一覧表」により、料金係に対し使用料の賦課の処理依頼があります。
- ・「確認申請一覧表」は、担当職員のみで作成しており、チェック機能が働かず漏れや誤りがあったものです。

② 料金担当者のデータ入力処理時に誤りが生じたもの。 8件

4 対象の方への対応について

誤徴収、未請求いずれの場合も、対象の方に直接謝罪を行ったうえで、誤徴収の方には全額を返還し、未請求の方については、お支払いをいただけるよう納付をお願いしてまいります。

徴収額については、5年を経過したことによる時効（地方自治法第236条第1項（金銭債権の消滅時効））により消滅するため徴収できない額があり、対象の方には時効未到来分のみを請求いたします。

徴収にあたっては、分割納付など対象の方に最大限配慮いたします。

時効のため徴収できない額	11件	1,638,858円
時効になっていない徴収する額	22件	2,855,641円
計	—	4,494,499円

5 再発防止策

- ① 一連の業務のチェックシートを作成し、「確認申請一覧表」の作成、料金システムへのデータ入力を係内で確認します。
- ② 「確認申請一覧表」の料金システムへのデータ入力後は、複数職員で内容のチェックを行います。（入力書類に入力者、チェック者を記載します）
- ③ 料金システムへのデータ入力後は、入力したデータと「確認申請一覧表」との突合を行います。

今後は、再発防止と適正な事務執行を徹底し、市民の皆様に対する信頼回復に努めて参ります。

（参考）

- * **市営浄化槽使用料**…市営浄化槽を設置している場合、毎月の使用量により使用料が算定されます。金額は、公共下水道使用料と同様です。（基本料金 10 m³：1,650 円。1 m³ごとに 143 円（税込））
- * **放流ポンプ使用料**…市営浄化槽に「放流ポンプ」が付いている場合、浄化槽使用料に加算されます。自然勾配により、浄化槽処理水を側溝に放流できない場合に、浄化槽に放流ポンプを付けるものです。（月額 660 円（税込））

お問い合わせ 宮古市上下水道部 生活排水課 TEL. 0193-63-1115
給排水普及係（浄化槽に関すること）
料金係（使用料に関すること）
宮古市長町1丁目2-1 上下水道部庁舎2階